

●香川県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成22年3月1日	デイサービスセンター華うさぎ 丸亀市川西町北998番地1	有限会社 正木薬局 丸亀市飯山町川原228番地 40	通所介護 介護予防通所介護
平成22年3月1日	認知症対応デイサービスセンター華うさぎ 丸亀市川西町北998番地1	有限会社 正木薬局 丸亀市飯山町川原228番地 40	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
平成22年3月1日	グループホーム玉うさぎ 丸亀市川西町北998番地1	有限会社 正木薬局 丸亀市飯山町川原228番地 40	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護
平成22年3月4日	グループホーム スマイル 観音寺市村黒町750番地	医療法人 ブルースカイ 観音寺市村黒町739番地	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護